

債権の放棄について

国立市債権管理条例（平成 25 年 12 月国立市条例第 43 号）第 18 条第 1 項の規定により令和 5 年度に放棄した債権について、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 11 日

提出者 国立市長 永見理夫

放棄債権一覧（令和5年度）

番号	債権の名称	放棄の理由	放棄した債権の額（円）	放棄した債権の件数（人）
1	市立保育園延長保育料	著しい生活困窮（条例第18条第1項第5号）	2,500	1
合計			2,500	1